

Q-7

北側高さ制限不適用の天空率について、敷地の北側に道路がある場合は適用できますか。

A-7

法第56条第7項第3号には隣地境界線と規定されていることから、道路境界線を隣地境界線とみなして天空率を適用することは認めておりません。

なお、高度地区に基づく北側高さ制限については、天空率は適用できません。